東京音楽大学内部質保証推進規程

令和４年２月９日制定

（目的）

第１条　この規程は、東京音楽大学学則第２条の３及び東京音楽大学大学院学則第２条の２に基づき、東京音楽大学及び東京音楽大学大学院（以下「本学」という。）が、建学の精神と理念を踏まえて策定された東京音楽大学ビジョン及び教育目的の実現に向けて、教育研究活動等の状況を常に自己点検・評価し、その結果を検証して改善に結びつけることにより、本学の教育研究の質の向上を図るための方針や体制等（以下、「内部質保証」という。）について定めることを目的とする。

（内部質保証方針）

第２条　前条の目的を達成するため、東京音楽大学内部質保証方針（以下「内部質保証方針」という。）を別に定める。

（内部質保証推進委員会）

第３条　内部質保証を推進するため、本学に東京音楽大学内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第４条　推進委員会は、次の事項を審議する。

（１）　内部質保証に関する事項
（２）　自己点検・評価の基本方針、評価項目及び評価指標等に関する事項
（３）　自己点検・評価結果の検証及び公表に関する事項
（４）　大学機関別認証評価及びその他の第三者評価に関する事項
（５）　自己点検・評価及び第三者評価に基づく改善に関する事項
（６）　その他委員会が必要と認める事項

（推進委員会の組織）

第５条　推進委員会は、次の委員を持って構成する。

（１）　学長
（２）　副学長
（３）　教学主任
（４）　自己点検・評価委員会委員長
（５）　事務局長

（６）事務局次長
（７）学務部長
（８）学長室長
２　委員長は学長をもって充てる。
３　前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めた者を委員に加えることができる。
４　委員長が必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

（自己点検・評価委員会）
第６条　自己点検・評価を実施し、その結果をとりまとめるため、本学に東京音楽大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

（自己点検・評価委員会の審議事項）
第７条　自己点検・評価委員会は、次の事項を審議する。
（１）　自己点検・評価の実施に関する事項
（２）　自己点検・評価報告書の作成に関する事項
（３）　自己点検・評価に基づく改善の提案に関する事項
（４）　その他委員会が必要と認める事項

（自己点検・評価委員会の組織）
第８条 自己点検・評価委員会は、次の委員をもって構成する。
（１）　学長が指名する専任教員 10 名以内
（２）　事務局長
（３）　ＩＲ室長
（４）　理事長が指名する専任職員若干名
２　委員長は学長が指名する。
３　必要に応じて副委員長若干名を学長の指名により置くことができる。
４　自己点検・評価委員の任期は２年とし、４月１日に始まり翌々年３月３１日に終わる。ただし、再任は妨げない。
５　委員長が必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

（自己点検・評価の実施）
第９条　推進委員会は、自己点検・評価の基本方針、評価項目及び評価指標等を設定し、毎年度、自己点検・評価委員会に対して自己点検・評価の実施及び結果の報告を求めるものとする。

２　自己点検・評価委員会は、前項の指標等に沿って自己点検・評価を実施し、報告書をとりまとめ、改善案を付した上で、推進委員会に提出しなければならない。

（改善活動及び報告）

第１０条 推進委員会は、前条第２項の報告内容及び改善案を検証し、期限を付して教育研究組織及び事務組織に改善を指示する。

２　前項の改善指示を受けた教育研究組織及び事務組織は、必要な施策を実施し、その結果を推進委員会に報告しなければならない。

（外部評価）

第１１条　推進委員会は、必要に応じて学外者による点検・評価（以下、「外部評価」という。）を実施することができる。

２　外部評価の実施については、別に定める。

（情報公開）

第１２条 推進委員会は、自己点検・評価の結果や改善事項に係る活動について、学外に積極的に発信し、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上に努めなければならない。

（事務）

第１３条 推進委員会及び自己点検・評価委員会の事務は、学長室が行う。

（規程の改廃）

第１４条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附　則

１　この規程は、令和４年３月１日から施行する。

２　東京音楽大学自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

附　則

この規程は、令和５年４月４日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年４月２４日から施行し、同年４月１日から適用する。